

「稲毛 園生の丘WEST」緑地協定書

(目 的)

第1条 この協定は、この協定に係わる人々が秩序と調和を図りながら、共有地のみどりを豊かにし、自らその保護育生に努め、第3条に定める区域がみどりにつつまれ、洗練された街並みを形成することで、安らぎのある快適な住まい環境を実現できるよう、都市緑地法（昭和48年法律72号、以下「法」という。）第54条の規定に基づき定める。

(名 称)

第2条 この協定の名称を、稲毛 園生の丘WEST 緑地協定（以下「協定」という。）とする。

(協定区域)

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）は、千葉市稲毛区園生町 ー 1179番23で、別添図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法律による許可を千葉市長から受けた日から起算して3年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第45条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力を発生することとなり、この時以降において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき土地所有者等は、その所有権を有する土地または地上権、若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化に努めるものとする。

- (1) 潤いと季節感にあふれた住宅団地とするために、花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木を植えるものとする。
- (2) 土地所有者等は、自主的に花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木を植えるものとする。
- (3) 植栽する樹木は、協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であり、樹木の植え替え時等には、それに適する樹木を、次のものを参考に植栽するものとする。

①花又は四季の変化を楽しめる木

ウメ、アンズ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、サクラ、ツバキ、サザンカ、ハナミズキ、ネムノキ、モミジ、モクレン、ハナズオウ、ツツジ、サツキ、ドウダンツツジ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ等

②実のなる木

ナツメ、ザクロ等

③鳥が集まる木

モッコク、ナンテン、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ等

④景観を良くする木

マツ、モチノキ、スズカケノキ、ケヤキ、イチョウ、シイ、カシ、カツラ、クスノキ等

(管理に関する事項)

第6条 協定区域内の土地所有者等は、この協定に基づいて植栽された樹木については、第1条の目的が達成されるよう善良な管理に努めることにする。

(1) 土地所有者等は、植栽された樹木が地域の保全に役立ち、かつ協定区域内の美観風致の向上に寄与するものであることを認識し、協定区域内の共有の財産として、みだりに伐採してはならない。

なお、工作物設置の支障となる場合には、原則として移植することとし、枯損した場合には同種若しくは、協定に定める樹木を補植するものとする。

(2) 植栽した樹木が、各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、自主的な剪定、病虫害防除等を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。以降これの繰り返しとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 1. 協定事項を変更しようとする場合は、法第48条第1項の規定に基づき、土地所有者等全員の合意により、千葉市長の認可を受けるものとする。

2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意により法第52条第1項の規定に基づき、千葉市長の認可を受けるものとする。

(土地の譲渡等)

第9条 この協定は、新たに土地所有者等になった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(運 営)

第10条 この協定の効力が生じた場合は、「稲毛 園生の丘WEST」所有者間において、年2回以上討議を行い、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うものとする。

(違反者等に対する措置)

第11条 とり決めた第5条の緑化に関する事項、第6条の管理に関する事項を積極的に履行しない者、または、この協定に違反した者に対し、土地の所有者等は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定書と認可通知書は、事業主：昭和ハウジング販売株式会社 が保管し、それらの写しを土地所有者等全員に配布し、土地所有者等はこれらを保管する。

(補 則)

第13条 この協定に定めるもののほか、運営、組織その他について必要な事項が生じたときは、土地所有者等が別に定めるものとする。

以 上